

令和5年9月12日

大阪社会保障推進協議会  
会長 安達 克郎 様

大 阪 市 福 祉 局 長  
〔 担当：総務課（重尾・酒井）  
電話：06-6208-9912 〕

「要求書」に対する回答について（回答）

平素は何かと大阪市政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和5年6月20日にいただきました「要求書」につきまして、別紙のとおり回答いたします。

今後とも本市福祉行政にご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

番号	1. ①
項目	自治体職員の削減をやめ、緊急時・災害時に市民救済にこたえられる職員配置をすること。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行うこと。
<p>(回答)</p> <p>本市では、令和4年3月に策定した「市政改革プラン 3.1」のもと、スリムで効果的な業務執行体制の構築に努めておりますが、複雑化・多様化する行政需要への柔軟な対応などを図るため、技能労務職員以外は、削減することとしておりません。</p> <p>一方、他都市より多い状況にある技能労務職員については、「民でできることは民で」という考え方のもと、委託化、効率化を図り、削減を行っております。</p> <p>また、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や、特定の学識・経験を要し常時勤務を必要としない業務、臨時の業務等については、任期付職員や会計年度任用職員、臨時的任用職員等の活用を図っております。</p>	
担当	総務局 人事部 人事課 (人事グループ) 電話 : 06-6208-7431

番号	1. ②
項目	<p>大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの原因を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市においては、全職員に占める女性職員の割合は年々増加しており、令和4年度に採用した職員のうち女性の割合は約45%となっております。また、継続勤務年数においても、男性職員と女性職員で著しい差は見られず、継続的な勤務を行うことができていると考えています。</p> <p>一方で、管理職的地位に占める女性職員の割合については、増加傾向にあるものの、全職員に占める女性の割合に比べると低いものとなっております。多様な視点から施策の企画立案を行うとともに、組織の活性化を図るためにも、女性職員を積極的に管理職に登用していくことが重要であると考えております。</p> <p>こうした中で、本市では「特定事業主行動計画（仕事と生活の両立支援プラン）」において、課長級以上の女性職員の割合20%、係長級以上の女性職員の割合30%（市長部局の事務系職員における割合）を令和7年度末までの数値目標として設定し、女性職員の管理職登用促進に取り組んでいます。（令和4年度時点：課長級以上の女性職員の割合20.7%、係長級以上の女性職員の割合29.0%）</p> <p>本市といたしましては、引き続き、子育てしながら働きやすいと実感できる職場環境づくりや、一人一人の女性が、その能力と個性を十分に発揮できる職場環境づくりに取り組み、意欲、能力、実績を持った女性職員の積極的な管理職登用に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	<p>総務局 人事部 人事課（人事グループ） 電話：06-6208-7431</p>

番号	1. ③
項目	<p>大阪には多くの外国人が住んでいるにもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。<u>日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、様々な市政課題や市民ニーズに対応しながら組織として最大限のパフォーマンスを実現するため、職員の適性や人材育成等を踏まえた適材適所の人事配置に努めております。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	総務局 人事部 人事課 (人事グループ) 電話 : 06-6208-7431

番号	2. ①
項目	<p><u>こどもの貧困実態調査</u>および「ヤングケアラー」実態調査を実施し、<u>相談支援体制を整備する</u>とともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。</p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>本市では、平成 28 年度に「子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。実態調査で確認された課題の 1 つに、相対的困窮度の高い世帯では、子育て・教育・福祉・健康・就労などの複合的な課題を抱えていることが明らかになりました。そのため、課題を抱える子どもと子育て世帯における課題を発見し、学校・区役所・地域の支援などが連携する総合的な支援体制を構築する必要があるとの認識から、「大阪市子どもサポートネット」を 2 年間のモデル実施を経て、令和 2 年度から全区で実施しています。当該事業は、子どもたちが多くの時間を過ごす学校に着目し、全児童生徒の状況を把握するスクリーニングシートを学校に導入して、学校生活や家庭訪問を通じた教師の「気づき」を「見える化」し、課題に応じた適切な支援につなぐ仕組みとなっています。</p> <p>こどもの貧困対策としては、こうした取組みをはじめ、子どもと子育て家庭を社会全体で支える取組みを、市をあげて推進しているところですが、現行計画の終期が令和 6 年度末となっていることから、令和 6 年度中に次期計画を策定するため、今年度、6 月から 7 月にかけて「子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。</p> <p>今後、調査結果と現行計画の取組み効果をふまえて、次期計画を策定し、令和 7 年度以降も引き続き、多岐にわたる分野が横断的に連携しながらこどもの貧困対策に取り組んでまいります。</p>	
担当	<p>こども青少年局 企画部 企画課 (こどもの貧困対策推進グループ)</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8153</p>

番号	2. ①
項目	こどもの貧困実態調査および「ヤングケアラー」の実態調査を実施し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。
<p>(下線部について回答)</p> <p>「ヤングケアラー」の実態調査については、令和3年11月中旬から令和4年1月上旬にかけて大阪市立中学校生徒を対象に行い、同年7月に調査結果を公表しております。</p> <p>実態調査の結果や有識者の意見に基づき、「ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業」を実施し、社会福祉士などの専門職や、もと当事者がSNS、電話等で相談を受付けるほか、もと当事者が聞き手となる集いの場としてオンラインサロンを開催し、相談環境の充実を図るとともに、外国語対応が必要な家庭に対する通訳派遣を実施するなど、こどもたちのケア負担の軽減に取り組んでいます。</p> <p>また、令和5年10月から「家事・育児訪問支援事業」を実施する予定です。当事業では、子育てに対して不安や負担を抱えている要保護家庭等やヤングケアラーのいる家庭の居宅に訪問支援員を派遣し、家事・育児の支援を行います。その後、支援の進捗管理を行い、既存の福祉サービスにつなげることで、虐待リスク等の高まりを未然に防止し、既に発生しているネグレクト等の虐待事案の解消とヤングケアラーの負担軽減を図ってまいります。</p>	
担当	こども青少年局企画部企画課（企画） 電話：06-6208-8337 こども青少年局子育て支援部管理課（児童支援対策） 電話：06-6208-8867

番号	2. ②
項目	<p>子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。</p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>医療費助成制度は、大阪府の補助金交付要綱のもと実施しており、対象の方が医療機関を受診した際、保険診療が適用された医療費の自己負担部分の一部を助成しています。</p> <p>一部自己負担額の撤廃につきましては、大阪府の制度が給付の仕組みそのものに関わるものであること、また、本市の厳しい財政状況から、困難であると考えます。</p> <p>所得要件につきましては、0歳から12歳(小学校修了)までの所得制限をなくすとともに、12歳(中学校就学)から18歳(高校修了)までの所得制限についても、令和6年4月からの所得制限撤廃に向け、現在準備を進めているところです。</p> <p>また、本市では、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しているところであり、今後とも引き続き要望していきたいと考えております。</p>	
担当	<p>こども青少年局子育て支援部こども家庭課(医療助成グループ) 電話：06-6208-7971</p>

番号	2. ②
項目	子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。 <u>妊産婦医療費助成制度を創設すること</u>
<p>(下線部について回答)</p> <p>本市では、妊婦の安全な出産を確保し、かつ経済的負担の軽減を図る観点から、妊産婦健康診査の公費負担を実施しております。</p> <p>妊婦健康診査については、国の示す基準にある検査項目すべてを公費負担するとともに、平成 31 年度からは超音波検査の公費負担回数を 4 回増やし、令和 2 年度には多胎妊娠の方に対し、基本健診の公費負担回数を 2 回増やすなど、さらなる負担軽減を図ってきたところであります。</p> <p>今後においても、妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、より安心・安全な出産となるよう体制を確保して参りますとともに、妊産婦医療費助成制度の創設につきましては、国等の動向にも注視して参りたいと考えております。</p>	
担当	こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ 電話：06-6208-9967



番号	2. ②
項目	子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。 <u>医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。</u> 妊産婦医療費助成制度を創設すること。
<p>(下線部に対する給付グループ回答)</p> <p>入院時の食事療養にかかる費用につきましては、入院している方と在宅等で治療されている方との負担の公平化を図るため、食事療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、自己負担額である食事療養標準負担額(平均的な家計における食事の状況を勘案して定める額)を控除した額とすることが定められています。</p> <p>また、食事療養標準負担額は、低所得者の方々に十分配慮したうえで、所得に応じて段階的に減額された負担額が定められている制度となっています。</p> <p>(下線部に対する医療助成グループ回答)</p> <p>入院時の食事療養にかかる自己負担額(標準負担額)につきましては、本市では重度の身体・知的障がいのある方で公的医療保険から食事療養標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付対象になる方及びひとり親家庭医療費助成制度の対象者に対し、助成を実施していますが、近年の厳しい財政状況から本市が単独でこれ以上の水準とすることは困難であると考えています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課 (給付グループ) 電話：06-6208-7967 福祉局 生活福祉部 保険年金課 (医療助成グループ) 電話：06-6208-7971

番号	2. ③
項目	<p>コロナ禍と物価高で困窮世帯が増加している。独自に地域で活動する NPO、<u>子ども食堂</u>、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を公的な場所の提供など等で支援し、<u>さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、市民に食べ物が届くようにすること。</u>NPO や市民団体が朝食支援や長期休みの食事支援ができるよう事業化し、公的な施設や学校空き教室の無料貸出しを行うこと。</p>
	<p>(下線部について回答)</p> <p>子ども食堂等のこどもの居場所（以下、「こどもの居場所」といいます。）については、民間の活動団体などにより自発的・自主的に取り組まれている活動であり、活動団体が主体的に活動場所を確保し、また、フードバンクなど調達先を確保し、運営されております。</p> <p>こどもの居場所は、食事提供の場としてだけでなく、食事を通じたコミュニケーションの場としても機能しており、活動団体によりその対象者や活動内容も様々です。</p> <p>そうした活動団体などの主体性を大切にしながら、社会全体で支援し、地域で子どもを育む機運の醸成を図る仕組みとして、平成 30 年度より大阪市社会福祉協議会を事務局とする「子ども支援ネットワーク」を構築しました。</p> <p>事務局において、こどもの居場所のニーズを把握し、支援を希望する企業とマッチングすることにより、ジュース、レトルト食品、缶詰、お菓子など、様々な物資をこどもの居場所へ届けてきたところです。</p> <p>引き続き、活動団体の主体性を大切にしながら、こどもの居場所への参加者に食事や、食事を通じたコミュニケーションの場が提供されるよう、「子ども支援ネットワーク」を通じて、多くの企業等からの支援がしっかりとこどもの居場所に届けられるよう取り組んでまいります。</p>
担当	<p>子ども青少年局企画部企画課（こどもの貧困対策推進グループ）</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8153</p>

番号	2. ③
項目	<p>コロナ禍と物価高で困窮世帯が激増している。独自に地域で活動する NPO、子ども食堂、市民団体と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を公的な場所の提供など等で支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、市民に食べ物が届くようにすること。NPO や市民団体が朝食支援や長期休みの食事支援ができるよう事業化し、公的な施設や学校空き教室の無料貸し出しを行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市環境局では、食品ロスの削減を目的として、ご家庭で余った未開封で、賞味期限が一定期間以上あり、常温保存できる食品を回収して、福祉団体等へ無償譲渡する「フードドライブ」の取組を推進しており、本市と「フードドライブ回収事業にかかる協定」を締結した事業者の店舗において、食品の回収が行われているほか、当局においても、一部の区役所やイベント等で食品の回収を行っています。</p> <p>また、回収された食品は、本市と「フードドライブ連携実施にかかる協定」を締結した事業者や社会福祉協議会を通じて、大阪市内にある福祉団体等に無償で譲渡されています。</p>	
担当	環境局 事業部 家庭ごみ減量課 電話：06-6630-3259

番号	2. ④
項目	<p>小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。</p>
<p>(下線部のみ回答)</p> <p>本市の学校給食については、給食調理設備を有する学校で調理した給食を他の学校に搬送する親子方式と自校調理方式を合わせた「学校調理方式」により提供しております。今後も引き続き、適切な業務管理に留意しつつ、本市の担うべき責任を遂行しながら、「安全・安心でおいしい給食」の提供が効果的・効率的に実施できるよう進めてまいります。</p> <p>なお、給食費については、令和5年度より、義務教育無償の趣旨を踏まえ、学校における食育の生きた教材である学校給食の全員全額無償化を、既存の制度も活用しながら本格実施しているところです。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143</p>

番号	2. ④
項目	小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を無償化すること。 <u>保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。</u>
<p>(下線部について回答)</p> <p>3歳児以上の給食費につきましては、令和元年9月までは米やパンなどの主食費は実費徴収、おかずの副食費は保育料に含まれる形で負担していただいておりますが、令和元年10月からの国の幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、副食費についても主食費と同様に実費相当額をご負担いただくよう負担方法が変更となりました。</p> <p>また、0歳児から2歳児の給食費につきましては、従来から保育料に含まれる形で利用者に負担していただいております、国の幼児教育・保育の無償化の開始後も変更はございません。</p> <p>なお、義務教育である小中学校と異なり、就学前の児童は保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、認可外保育施設など、多種多様な施設を利用しており、給食の提供については各施設で異なる状況です。また、昼食にかかる費用は、在宅で子育てされている場合もあり、そのような場合でも保護者が負担していることから、公平性の観点から本市における対応は困難な状況です。</p>	
担当	こども青少年局 幼保施策部幼保企画課（認可給付担当グループ） 電話：06-6208-8281

番号	2. ⑤
項目	<p>児童扶養手当の申請時及び 8 月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。特に DV に関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度（生活保護のしおりや奨学金情報等）の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>厚生労働省からの通知に基づき、児童扶養手当の申請時及び 8 月の現況届提出時において必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう十分な配慮をするよう周知を行っておりますが、適正な支給を行うため、プライバシーに立ち入らざるを得ない場合があります。個人情報の保護は厳守しておりますので、質問や調査へのご理解ご協力をお願いします。</p> <p>また、申請時等の面接時には必要に応じて他の制度のご案内をさせていただいております。</p> <p>外国語対応については各区にてトリオフオンによる対応を行っております。</p>	
担当	<p>こども青少年局子育て支援部こども家庭課 電話：06-6208-8034</p>

番号	2. ⑥
項目	<p>学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>学校保健安全法に基づき、学校が毎年実施している健康診断の結果を把握し、児童・生徒及びその保護者に対し、定期健康診断の結果を通知するとともに、歯みがきや食生活などの生活習慣についても詳しくお知らせすることで家庭への啓発を図り、予防に努めています。</p> <p>そのうち、治療が必要な児童・生徒には、学校から受診するよう指示する「歯・口の健康診断結果のお知らせと受診のおすすめ」を発行し、受診後、各医療機関が発行した受診証明書について、保護者から学校に提出していただきます。</p> <p>未提出の児童・生徒については、学校において受診の有無を確認し、引き続き保護者に受診を促しております。</p> <p>なお、毎年度教育委員会から、校園長あてに保護者へ受診勧奨するよう通知しています。また、各校園に受診率や未受診の理由の調査を行い、事後措置の様子を把握しています。未受診者等については、スクリーニングシートで把握し、必要に応じて校内のスクリーニング会議で検討し、こどもサポートネット等の支援につなげております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話番号：06-6208-9141

番号	2. ⑦
項目	<p>児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>学校での昼食後の歯みがき指導については、休み時間が限られていることもあり、各学校の状況に応じて実施しています。</p> <p>また、乳歯と永久歯への混合歯列でむし歯予防の比較的困難な時期の小学校4年生を対象に、フッ化物洗口（フッ化ナトリウム）を行っています。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話番号：06-6208-9141



番号	2. ⑧
項目	<p>障がい児（者）が身近な地域で安心して検診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児（者） 歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市においては、一般歯科医院で治療が困難な障がいのある方が身近な地域で安心して歯科診療を受けられるよう、診療時に十分な対応及び配慮が可能であり、医療機関情報の掲載にご協力いただける歯科診療協力医療機関について、本市ホームページや広報誌（福祉のあらし等）において情報提供を行っているところです。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081

番号	2. ⑨							
項目	<p>公営住宅（府営住宅以外）の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。</p>							
(回答)								
<p>本市における公営住宅の管理戸数と空家戸数は、以下のとおりです。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="185 745 507 801">種別</th> <th data-bbox="515 745 687 801">管理戸数</th> <th data-bbox="695 745 831 801">空家戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="185 801 507 846">公営</td> <td data-bbox="515 801 687 846">99,539</td> <td data-bbox="695 801 831 846">14,360</td> </tr> </tbody> </table>			種別	管理戸数	空家戸数	公営	99,539	14,360
種別	管理戸数	空家戸数						
公営	99,539	14,360						
<p>※空家戸数には、政策空家を含みます。</p>								
<p>※空家戸数は、令和5年6月末時点です。</p>								
<p>公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に整備されています。このため、法令や条例等により入居資格や家賃制度などが厳格に定められており、公正性・公平性を担保するため、原則として公募により入居者を決定しているところです。</p>								
<p>ご提案の空家を活用した目的外使用を行うためには、国からの補助を受けて建設している公営住宅において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律により、国土交通大臣の承認が必要となっており、制度の趣旨・目的を阻害しない範囲でのみ認められています。</p>								
<p>現時点では、グループホーム事業での使用が公営住宅法で認められているほか、本市は、入居者の高齢化等によるコミュニティの沈滞化などの課題に対応するため、高齢者支援や子育て支援をはじめとした地域の活性化につながるコミュニティビジネス事業や、増加する地域の多様な保育ニーズに対応し待機児童の解消を図るとともに、地域コミュニティの再生・活性化を目的とした小規模保育事業、そして地域住民による防犯活動のため等について目的外使用を実施しております。</p>								
<p>家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などに対してシェアハウス等として公営住宅を目的外使用することについては、対象となる方の居住支援のあり方について関係当局において検討し、全市的な施策として体系立てる必要があります。その施策目的を達成する手法の一つとして市営住宅を活用するというのであれば、国土交通省等の承認が必要な事項ですので、当局としても関連する諸課題を整理のうえ、住宅の提供について検討してまいります。</p>								
担当	都市整備局 住宅部 管理課 電話：06-6208-9261							

番号	3. ①
項目	<p>厚生労働省との交渉では保健師の配置については都道府県の要望に応じて対応する旨の回答がある。府の対策本部会議でも懸念されている「新たな流行が想定を超える感染者が生じた時」の対応に向けた対策について、管内保健所の機能強化と保健師など人材確保について大阪府に対して強く要請すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>将来の新興・再興感染症の発生やまん延等に備えて、改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、非常時に速やかに保健所体制を拡充する仕組みの構築や、大阪府などの関係機関と連携し、コロナの経験を活かした今後の対応の検討を進めております。</p> <p>なお、令和4年度から、健康危機管理担当保健師（平常時にはアウトリーチをはじめ各種地域保健活動に従事するとともに、非常時には速やかに保健所に参集する保健師）を配置するなど、令和4・5年度で各区保健福祉センターの保健師を合わせて50人増員いたしました。</p> <p>本市では、引き続き、必要な地域保健体制の強化について国に要望してまいります。</p>	
担当	<p>健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739</p> <p>健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9951</p>

番号	3. ①
項目	<p>移行期間終了後（9月以降）の入院調整について、府の対策本部会議の専門家の意見で指摘された「地域の医療機関から保健所へ連絡を行う際は専用のホットライン」の設置について、管内保健所での検討を要請すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から5類感染症に位置づけられ、医療体制は「限られた医療機関による特別対応」から「幅広い医療機関での対応」に順次移行しています。</p> <p>入院調整につきましては原則医療機関間で調整を行うこととしておりますが、移行期間につきましては、医療機関で調整が見つからない場合は保健所等により入院調整を支援しており、その相談窓口として大阪市保健所に医療機関専用のホットラインを設置しております。</p> <p>移行期間経過後の入院調整につきましては、今後の国の方針・動向にもよりますが、医療機関間による調整となりますので、医療機関専用のホットラインにつきましては相談窓口としての役割を終えるものと想定しております。</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739

番号	3. ①
項目	<p>5月8日以降、大阪府は配食サービスやパルスオキシメーターの貸出、訪問看護師による健康観察を終了するとしているが、自治体独自で高齢者世帯や独居の方への支援策として、希望者に対しては引き続き継続すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部により「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項」(令和2年5月1日)が示されたことから検討を行い、令和3年1月より自宅療養者の方に配食サービスを実施してまいりました。</p> <p>また、令和3年1月28日付けの厚生労働省事務連絡「自宅療養者における健康観察の際のパルスオキシメーターの活用について」により、令和3年2月よりパルスオキシメーターの無償貸与を実施してまいりました。</p> <p>大阪府において、自宅で療養・入院待機する新型コロナ患者の健康観察および療養支援体制確保を目的とした「訪問看護師による自宅療養者の健康観察事業」を開始したことに伴い、本市においても同事業を令和3年8月6日より実施してまいりました。</p> <p>令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けが5類に移行され、隔離措置等がなくなったため、他の疾患との公平性を踏まえて、配食サービス、パルスオキシメーターの無償貸与及び訪問看護師による健康観察については、終了していますが、パルスオキシメーターについては、在庫の有効活用の観点から福祉施設や学校等の希望があった約3,400施設に無償配布いたしました。また、今後の感染対策として、保健所等本市の施設において約1,300個を保管しております。</p> <p>本市として、大阪府等と連携しながら、引き続き、感染対策に努めてまいります。</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739

番号	3. ②
項目	<p>昨年10月から75歳以上高齢者で年収が200万円以上の方の一部負担が2割になった。さらに出産一時金の財源で後期高齢者医療保険の保険料も上げられることが決まった。コロナ禍で暮らしが逼迫している高齢者のいのちと健康を守るためにも自治体独自の老人医療費助成制度をつくること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市の福祉医療費助成制度は大阪府の補助制度のもと実施していますが、本市の厳しい財政状況から、大阪市独自の制度として老人医療費助成制度を創設することは困難であると考えます。</p> <p>なお、本市では従前から大阪府市長会を通じて国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しているところであり、今後とも引き続き要望していきたいと考えております。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成グループ） 電話：06-6208-7971

番号	3. ③
項目	<p>国は健康保険証を廃止してとマイナンバーカード1本化法が審議されている（5月16日現在）。しかし、保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚く対応している現在の「短期保険証」の発行も「短期保険証」も廃止するとしている。同法案が成立した場合、自治体独自で「短期保険証」に代わる対応など含めて、保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚い対応を継続すること。</p>
<p><u>(収納グループ回答)</u></p> <p>本市では、納期限までに保険料を納付していただけない世帯に対して、督促状を送付するとともに、電話等による納付の督促を行っています。</p> <p>これによっても納付いただけずに滞納状態が改善されない世帯に対して、催告書を送付して納付を促すとともに、被保険者証の有効期限切れ前に「短期有効期限被保険者証（短期証）」を交付する旨を文書によりお知らせして接触を図り、その世帯の実情把握に努めるとともに必要に応じて減免制度や分割納付による納付方法をお示しするなど、各種相談を実施することにより滞納状況が改善するよう努めております。</p> <p>短期証の交付は、滞納者との接触の機会の確保を目的として運用しておりましたが、廃止後は、これにかわる接触機会の確保のための対応を検討してまいります。</p> <p>また、短期証の交付後もなお、特別の事情がなく、長期（一年以上）にわたって滞納している世帯に対しては、国民健康保険法の定めにより、被保険者証の返還を求め、「資格証明書（資格証）」の交付を行うこととなりますが、その際にも、まず文書等で区役所窓口への来庁勧奨を繰り返し行い、来庁できない事情のある方についても個々の実情把握に努めるとともに、弁明の機会を設け、世帯主及び世帯員の疾病や世帯主の事業の休廃止等の「特別の事情」に該当しないか、慎重に審査を行っています。</p> <p>資格証廃止後は、資格証の交付に代わり、特別療養費対象者に事前に通知する仕組みに変更される予定ですが、こちらについても、従前どおり慎重に審査を行っていく予定です。</p> <p><u>(保険グループ回答)</u></p> <p>保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施しているところであり、今後においても、「府内統一基準」に沿った対応を行ってまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納グループ） 電話：06-6208-9872</p> <p>福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964</p>

番号	3. ④
項目	<p>地域で歯科口腔保健を推進するためには、行政機関とともに活動する歯科医師・歯科衛生士を増やし、体制を拡充する必要がある。保健所・保健センターに歯科医師・歯科衛生士を配置すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、本庁に常勤として歯科医師1名、各区保健福祉センターに非常勤嘱託職員として歯科医師26名、それ以外に会計年度任用職員として歯科衛生士50名を配置し、乳幼児歯科健康診査における歯科診察やフッ化物塗布及び個別指導事業、歯科健康相談、訪問指導事業における訪問口腔衛生指導等の各種歯科保健事業を実施しております。</p> <p>今後とも、多様化する市民ニーズの把握に努め、効率的な歯科保健衛生事業を展開してまいります。</p>	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9961



番号	4. ①
項目	<p>コロナ禍と物価高の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的な貧困対策であるのに多くの市町村が黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値上げを行なうという事態となっている。元凶は「大阪府国保統一化」であり、そのためにだけ保険料が大幅値上げとなっており、中央社保協大都市調査では大阪府統一国保料が全国一高くなっており、それに引きずられて大阪府内市町村国保料が全国的にも高額となっている。こうしたことから2024年度の完全統一を延期すること。さらに<u>少子化対策の障害となっているこどもの均等割をゼロとすること。</u></p>
<p>(管理グループの回答内容)</p>	
<p>国民健康保険は、国民皆保険制度の根幹として極めて重要な役割を果たしておりますが、加入者に高齢者や低所得者が多く、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えております。</p> <p>加えて、高齢化の進展や社会情勢の変化に伴い、一市町村で長期に安定した運営を行うことは困難であり、このままでは国民皆保険の維持すら難しい状況となっております。</p> <p>このような中で、平成27年5月29日公布の「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」において、国保の財政基盤の強化を図るとともに、平成30年度から国保財政運営の都道府県単位化が実施されました。</p> <p>都道府県単位化にあたり、大阪府においては、府内市町村の保険料は、被保険者間の負担の公平性の観点から、府内のどこにお住まいでも「同じ所得・同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」とすることとしており、本市としても府の方針に沿った対応を行っており、具体的には、府が算定する「事業費納付金」及び「標準保険料率」に基づき、令和5年度までの経過措置期間を経て「府内統一保険料率」となるよう改定を行っていくこととしています。</p> <p>国民健康保険の事業運営は、保険料と国庫支出金等で賄うことが原則であり、事業を安定して運営していくためには、医療給付費等の伸びに応じて、被保険者の方にも応分の負担をお願いせざるを得ないものと考えております。令和5年度当初予算では、一人当たり平均保険料について、大阪府の算定を基に算出すると、医療給付費等の自然増に加え、団塊の世代の後期高齢者医療への移行や新型コロナウイルス感染症の影響等により、13.2%の改定となり、令和元年度から実施している本市独自の激変緩和措置の逡減分を加えると13.9%の改定が必要なところ です。</p> <p>しかしながら、物価高騰などの状況を考慮して、大阪市国民健康保険事業費納付金等準備基金を約28億円充当することにより、令和5年度については10.3%の改定としたところです。</p> <p>なお、令和5年度は、令和4年度に引き続き、激変緩和措置(約4.5億円)を講じるなど、市税を一般会計から繰り入れ、負担軽減に努めています。</p> <p>本市といたしましては、高齢化の進展による保険料負担の急増や中間所得者層の保険料負担</p>	

の緩和、今後の医療費の増嵩などに耐え得る財政基盤の強化を図るため、更なる財政支援の拡充を求めるとともに、医療保険制度間の保険料負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、国民健康保険の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化など制度の抜本的な改革の実現について、引き続き国に要望を重ねてまいります。

(保険グループ回答)

こどもに係る均等割保険料の軽減措置の導入とそれに伴う財政支援につきまして、令和4年度より未就学児の均等割保険料の5割が公費により軽減されたところですが、子育て世帯の負担軽減を図るためには、未就学児のみならず、さらなる軽減措置の拡充が必要であることから、国に対し要望を行っているところです。

加えて、大阪府に対しましても、軽減措置の拡充について、国へ働きかけるよう要望を行っております。

担当

福祉局 生活福祉部 保険年金課 (管理グループ)	電話：06-6208-7961
福祉局 生活福祉部 保険年金課 (保険グループ)	電話：06-6208-7964

番号	4. ②
項目	<u>国民健康保険傷病手当を自治体独自に実施、適用拡大をするとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。</u>
<p>(下線部について回答)</p> <p>傷病手当金制度は、協会けんぽなど他の社会保険においては、健康保険法に基づく法定給付として、被保険者が病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬を受けられない場合に、期間等の要件を定め支給されています。</p> <p>一方、国民健康保険の場合、加入者には様々な就業形態の方がおられ、妥当な支給額の算出が難しいという課題もあることから、国民健康保険法で定める任意給付とされているところであり、国庫支出金の対象とされていないこともあり、本市を含め全国の市町村国保ではこれまで実施しておりません。</p> <p>また、国の新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対応策に基づく、緊急的・特例的な措置による傷病手当金については、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルスの感染が疑われる発熱等の症状を含む。以下同じ。）に罹患した方を対象とし、療養のため労務に服することができない期間について、保険者に財政的な負担が生じないよう全額国からの財政支援により、令和2年4月から実施してきたところですが、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法第114号）」上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけられたことから、本制度につきましては、令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症に罹患し、療養のために労務に服することができない方に対する傷病手当金の支給を以って終了といたしました。なお、対象期間における申請は可能なため、制度周知は引き続き区役所でのチラシの配架、ホームページにより行っており、郵送での申請も可能です。</p> <p>一部負担金減免制度につきましては、制度周知はこれまでも、保険証送付の際に同封する「国保だより」や、該当する世帯に2か月毎に送付する「医療費のお知らせ」、「大阪市の国民健康保険（パンフレット）」、「区役所等へのビラの配架」といった紙媒体のほか、「大阪市ホームページ」において情報発信を行ってきたところですが、ホームページにつきましては一部負担金減免を案内するページに、よりアクセスしやすくなるよう関連するページでの制度案内、リンクの増設などの充実を図っており、申請については、郵送での申請も可能です。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付グループ） 電話：06-6208-7967

番号	4. ②
項目	<p>国民健康保険傷病手当を自治体独自に実施、適用拡大をするとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。<u>傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施しております。</p> <p>減免制度につきましては、本市ホームページにて周知を行っており、減免申請書もホームページからダウンロードすることが可能です。また、6月の国民健康保険料決定通知書送付時に制度案内のビラを同封しております。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964

番号	4. ②
項目	<p>国民健康保険傷病手当を自治体独自に実施、適用拡大をするとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、<u>徴収の猶予</u>、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。</p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>保険料滞納世帯に対しては、文書送付や電話などにより接触を図り、納付相談、納付指導を行う中で、個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃からきめ細かく丁寧な対応を行っております。</p> <p>また、納付義務者等から保険料の納付が困難である旨の申出があった場合については、納付義務者等の置かれた状況に十分配慮し、徴収猶予についても適切に対応することとしており、徴収猶予の申請につきましては、本市ホームページ等を用いて周知・広報させていただいております。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課 (収納グループ) 電話：06-6208-9872

番号	4. ③
項目	マイナンバーを国民健康保険証とした場合、現場実務者としてどのような問題が起きるのか、具体的に教示いただきたい。
<p>(回答)</p> <p>令和3年10月より、医療機関における保険診療の際には、従来の各種の健康保険にかかる被保険者証（以下「保険証」という。）の代わりにマイナンバーカードによるオンライン資格確認が開始され、マイナンバーカードを保険証として使用できるようになりました。</p> <p>しかしながら、今般、被用者保険等において、マイナンバーカードに別人の健康保険資格情報を誤って紐づけられた事例が発生していることが報道されているところです。</p> <p>これは、被用者保険の保険者でマイナンバーカードに保険証の情報を紐づける際に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への照会等により被保険者のマイナンバーを取得・登録する作業を行う必要があったことから、その作業の過程で人為的なミス等により誤登録されたことが主な原因です。</p> <p>それに対して、本市をはじめ自治体が運営する国民健康保険では、当初から保険証の情報はマイナンバーが記載された住民基本台帳のデータを基に作成していることから、原則として、上記のように誤った紐づけは発生しない仕組みとなっています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964

番号	4. ④
項目	国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。
<p>(回答)</p> <p>外国の方にも制度についての理解を深めていただけるよう、本市国民健康保険の制度全般を、計6言語（英語、韓国・朝鮮語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語）にて記載した外国語版パンフレット「大阪市国民健康保険のご案内」をホームページに掲載しています。</p> <p>また、外国語版（英語、韓国・朝鮮語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語等）の国民健康保険料の納付案内チラシ等を作成し、加入漏れや納付漏れの防止に活用しております。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（管理グループ） 電話：06-6208-7961

番号	5. ①
項目	<u>特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。</u> <u>特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。</u>
<p>(下線部について保健事業グループ回答)</p> <p>本市の特定健康診査の受診率は令和3年度実績で22.8%となっており、政令市20市中18位、大阪府内市町村43市町村中42位と平均よりも下回っている状況です。</p> <p>これまでも受診率の向上に向けて、電話勧奨やAIを用いた受診勧奨通知の発送など、様々な方策を実施しているところですが、その効果についての分析や評価を行い、より効果的な受診勧奨となるよう検討を進めてまいります。</p> <p>なお、外国語対応については、計6言語（英語、韓国・朝鮮語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語）で本市国民健康保険の制度全般を記載した「大阪市国民健康保険のご案内」を本市ホームページで公開しており、そのなかに特定健診の案内等についても記載しております。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保健事業グループ） 電話：06-6208-9876



番号	5. ①
項目	<p>特定健診・<u>がん検診</u>については、<u>全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体</u>については、<u>これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること</u>。<u>特定検診・市民健診の案内等外国語対応をすること</u>。</p>
<p>(回答)</p> <p>令和3年度地域保健・健康増進事業報告におけるがん検診の実施状況では、5がん（胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん）のいずれも、大阪市は全国平均より低い受診率となっております。</p> <p>がん検診の受診率向上に向けては、より効果的な周知・啓発を行うため、本市のがん検診受診要件を備える国民健康保険加入者に対し、担当部署と連携し次の取り組みを行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の年齢の国民健康保険加入者に対し、5がん（胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん）検診の個別受診勧奨を実施しております。</li> <li>・子宮頸がんの罹患率が高まる若年層の女性の国民健康保険加入者に対し、子宮頸がん検診の個別受診勧奨を実施しております。</li> </ul> <p>また、本市が実施しているがん検診のうち、最も受診率が低くかつ罹患率・死亡率ともに増加している大腸がんについて、国民健康保険加入者を対象に、検診キットを自宅に郵送し、予約不要で受診できる検診方式を令和3年度からモデル実施しております。受診率向上の効果が一定みられたことから、今年度は全国健康保険協会と連携し、対象者を拡大して実施しております。</p> <p>なお、大阪市のホームページに、外国語で対応が可能ながん検診取扱医療機関を掲載しております。</p> <p>今後も、これまでの取り組みによる効果の検証を行い、より効果的な周知・啓発を行うなど、更なる受診率の向上に努めてまいります。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9943

番号	5. ②
項目	<p><u>住民の口腔内の健康を向上させ、生活の質を高めるために歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定し、地域の実情に応じた総合的な歯科保健対策を推進すること。歯科口腔保健法（2011年施行）では国及び地方公共団体の役割として、国民が定期的に歯科検診を受けるために必要な施策を講ずることが規定されている。成人期の歯科検診や在宅患者・障害者らを対象にした歯科検診の機会が十分に保障されていないことから、検診の対象範囲を広げるとともに、自己負担なく受けられるようにすること。特定健診の項目に「歯科検診」を追加すること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、平成30年4月に「大阪市歯と口腔の健康づくり推進条例」を施行、また、令和2年3月に「大阪市歯と口腔の健康づくりアクションプラン」を策定しております。</p> <p>成人期の歯科検診については、健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業として、国の健康増進事業実施要領に基づき市町村は40、50、60及び70歳の住民を対象として歯周病検診を実施するよう努めることとされており、本市においては、さらに45、55、65歳の住民も対象として実施しております。</p> <p>また、歯周病検診の受診者負担金は受益と負担の関係から500円としておりますが、生活保護世帯の方、市民税非課税世帯の方については、無料で受診いただいております。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9961

番号	5. ②
項目	<p>住民の口腔内の健康を向上させ、生活の質を高めるたえに歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定し、地域の実情に応じた総合的な歯科保健対策を推進すること。歯科口腔保健法（2021年施行）では国及び地方公共団体の役割として、国民が定期的に歯科検診を受けるために必要な施策を講ずることが規定されている。<u>成人期の歯科検診や在宅患者・障害者らを対象にした歯科検診の機会が十分に保障されていないことから、検診の対象範囲を広げるとともに、自己負担なく受けられるようにすること。</u>特定健診の項目に「歯科検診」を追加すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市においては、有料ではありますが、一般歯科医院で治療が困難な障がいのある方が容易に受診できるよう、大阪府と共同で、障がい児・者歯科診療事業を実施しており、こうした方々の受診機会を保障するため、本事業や医療機関の情報提供の充実に努めているところです。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081

番号	6.①	
項目	第9期の介護保険料改定にあたっては、高齢者に過大な負担となっている介護保険料を一般会計繰入によって引き下げる。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあつては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し低所得者の公費軽減を後退させないよう求めるとともに、国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。	
<p>(回答)</p> <p>介護保険の運営に必要な費用にかかる公費負担と保険料負担の割合は法令により定められています。保険料を引き下げるための一般会計の繰り入れについては、被保険者以外の方への負担の転嫁に繋がるとともに、被保険者間の公平性の確保や健全な介護保険制度の運営と財政規律の保持の観点から適当ではないと考えており、国においても同様の見解が示されています。</p> <p>本市では、令和3年度からの第8期保険料について、介護サービス利用者数の増加などによる介護給付費の増加や国の介護報酬改定などの影響により上昇することから、介護給付費準備基金の取り崩しや保険料段階の変更を行うなど、保険料必要額の縮減を図っておりますが、今後、第8期計画期間中に準備基金の積み立てが残っている場合には、第9期計画において必要な額を取り崩し、保険料引き下げに活用してまいります。</p> <p>また、国に対しては、介護保険制度の円滑な運営のため、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、十分な財政措置を講じることや、介護給付費の財源に占める国の負担割合の引き上げなどにより、第1号被保険者の保険料の高騰を抑制する財源措置を講じること等を引き続き要望してまいります。</p>		
担当	福祉局高齢者施策部介護保険課（管理グループ）	電話：06-6208-8028

番号	6. ②
項目	非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。
<p>(回答)</p> <p>介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支えあうために創設された社会保険制度であり、介護保険の運営に必要な費用にかかる公費負担と保険料負担の割合が法令により定められております。</p> <p>本市では一人暮らしの高齢者や低所得者が多く、また、全国と比べると認定率が高く、介護サービスを受けられる方が多い状況となっており、介護サービスに係る費用も大きくなっております。令和3年度から令和5年度までの第8期の介護保険料につきましては、こうした状況に加え、介護保険料に直結する国の介護報酬の増額改定の影響により、基準となる月額保険料を8,094円と設定させていただいたところです。</p> <p>なお、低所得者の保険料軽減として、平成27年度からは、国による「公費投入による低所得者保険料軽減」の実施により、本市においても、低所得者の保険料軽減として保険料段階が第1段階・第2段階の方へ新たに公費による保険料軽減を行っており、令和元年度からはさらに軽減幅を拡大し、第1段階から第4段階の方を対象として実施しております。</p> <p>また、本市では、保険料段階が第1段階から第4段階で、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、第4段階の保険料の2分の1に相当する額まで軽減する制度を設け、実施しております。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	6. ③
項目	<p>介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）、自治体独自の軽減措置を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>介護保険サービスの利用者負担は、本人の所得金額等に応じた負担割合により利用料を負担していただいておりますが、利用者負担が高額となる場合は、高額介護サービス費の支給により利用者負担の軽減を図っております。</p> <p>また、社会福祉法人等が提供する介護保険サービスについて、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです</p> <p>低所得の要介護者が介護保険施設サービスや短期入所サービスを利用した際は、食費・居住費の負担軽減を目的に特定入所者介護（介護予防）サービス費を補足給付として支給しております。</p> <p>低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的に行われるべきものと考えているため引き続き国に要望してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059</p>

番号	6. ④イ
項目	<p>利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。</p>
	<p>(回答)</p> <p>総合事業の訪問型サービスについては、総合事業移行前（平成 29 年 3 月 31 日以前）に既にサービス利用している要支援者及び認知機能・コミュニケーション課題のある方、身体介護の提供が必要な方など専門的なサービスを必要とする方については、引き続き従来の介護予防訪問介護に相当する介護予防型訪問サービスを利用することが可能です。</p> <p>また、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、介護予防及び生活支援を目的として、適切なアセスメントにより利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人が理解した上で、目標の達成に取り組むよう促すとともに、利用者の個々の状態に応じた多様なサービスを適切に利用することについて検討し、ケアプランを作成することが重要です。ケアマネジャーの専門性がこれまで以上に重要になると考えられたことから、本市では、利用者の状態に応じた適切なサービスの選択について、市域全体でサービス決定のプロセスを標準化し、有資格の訪問介護員による介護予防型訪問サービスが必要な状態像を統一することにより、公平性を確保するため、介護予防型訪問サービスの利用対象者の振分の仕組みを設定して実施しています。</p> <p>なお、当該振分の仕組みによると介護予防型訪問サービスの利用対象者に該当しないが、サービス利用対象者の状態像によりケアマネジャーと地域包括支援センターが介護予防型訪問サービスの利用が必要と考えるケースについては、介護予防型訪問サービスを利用していただいています。</p> <p>通所型サービスについては、全ての要支援者が従来の介護予防通所介護に相当する介護予防型通所サービスを利用することが可能です。</p> <p>また、新規・更新者ともに、サービス利用にあたっては、要介護（要支援）認定申請又は基本チェックリストの実施のいずれかを利用者が選択することができます。</p>
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ） 電話：06-6208-8060</p> <p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028</p> <p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059</p>

番号	6. ④ロ
項目	「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修修了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。
<p>(回答)</p> <p>本市では、訪問型サービスも含めた総合事業のサービス単価を国のガイドラインに基づき、国が定める基準額やサービス内容、提供時間、基準等を踏まえ定めております。</p>	
担当	福祉局 高齢施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059



番号	6. ④ハ
項目	<p>いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用は行わないこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、生活課題の解決や状態の改善を導くことで、高齢者が有する能力に応じて住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、ケアマネージャーによる自立支援と重度化防止に資する介護予防ケアマネジメントを支援する「自立支援型ケアマネジメント検討会議」を実施しています。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ） 電話：06-6208-8060</p>

番号	6. ⑥	
項目	<p>保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。</p>	
<p>(回答)</p> <p>地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により、介護保険法の一部が改正され、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護保険給付等に要する費用の適正化に関して、市町村が取り組むべき施策及びその目標に関する事項について、市町村の介護保険事業計画の記載事項に追加することが必要になりました。</p> <p>本市におきましては、こうした法令や国から示された「評価指標」の項目は、本市の高齢者施策や介護保険事業を推進する上で重要なものであると考えておりますが、この「評価指標」の目標への達成を重視するあまり、介護サービス等を必要とする利用者の要介護認定の抑制やサービス利用を阻害することのないよう取り組んでまいります。</p>		
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ）	電話：06-6208-8028

番号	6. ⑦⑧
項目	<p>⑦ 高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などに呼びかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難することが困難なケースへの対策を各自治体が立てること。</p> <p>⑧ 電気料金高騰は高齢者の生活を直撃しているなかで、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市においては、例年、夏を迎える前に本市ホームページ、広報紙等を通じて熱中症予防のための情報等を掲載し、また、各区保健福祉センター、福祉局及び環境局が実施している高齢者宅等への訪問事業の際に熱中症予防についての注意喚起を行っております。</p> <p>加えて本市全所属に対して、広く市民等に熱中症予防の啓発や注意喚起を依頼するなどの取り組みを強化し、とりわけ高齢者の総合相談機能を持つ地域包括支援センターや民生委員・児童委員、社会福祉協議会など広く関係団体にも協力を求め、見守りや声掛けなど、きめ細やかな対応をお願いしております。</p> <p>今後とも、気象状況にも十分留意しながら、関係局において熱中症対策に取り組んでまいります。</p> <p>(参考)</p> <p>本市においては、国の方針に基づき、今年度、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯あたり3万円を支給する事業を行っております。</p>	
担当	<p>健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9951</p> <p>福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8026</p>

番号	6. ⑨
項目	<p>入所施設待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>高齢者施策につきましては、介護や援護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域に住み続けることができるような住まいの確保が必要です。</p> <p>特別養護老人ホームは、制度改正に伴い、平成 27 年 4 月 1 日以降、限られた資源の中でより必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として、機能の重点化が図られ、新たに入所する方については原則要介護 3 以上の方となっていますが、要介護 1 又は 2 の方であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難である場合には、特別養護老人ホームへの入所が認められます。</p> <p>特別養護老人ホームの高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和 3 年度～令和 5 年度）における整備目標については、入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が引き続き概ね 1 年以内に入所が可能となるよう要介護認定者数の伸び等を勘案しながら計画的に必要な整備を進めており、令和 5 年度目標の定員数を 14,800 人に設定しております。令和 5 年 7 月現在、大阪市は 167 施設 14,521 人分の特別養護老人ホームが開設されているところです。</p> <p>また認知症高齢者グループホーム等の介護施設につきましても、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、令和 5 年度目標の定員を認知症高齢者グループホームは 5,300 人、特定施設入居者生活介護施設は 10,800 人に設定しております。令和 5 年 7 月現在、認知症高齢者グループホームは 238 施設 4,838 人、特定施設入居者生活介護施設は 165 施設 10,682 人分が開設されているところです。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話 06-6241-6530

番号	6. ⑩	
項目	<p>介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。</p>	
	<p>(回答)</p> <p>介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえて、事業者による、昇給と結びついた形での賃金向上の仕組みの構築を促すため、介護職員処遇改善加算につきましては、これまで改正や拡充を行っており、令和4年10月以降は、介護報酬改定によりベースアップ等支援加算が創設されております。</p> <p>介護保険は、全国統一の制度であり、介護労働者の処遇改善については、国による適切な介護報酬の設定により対応するべきものであることから、本市として指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し引き続き要望を行ってまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (指定・指導G)	電話：06-6241-6310

番号	6. ⑪
項目	軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。
<p>(回答)</p> <p>加齢に伴う難聴等は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活に支障をきたす大きな原因となっており、高齢者が社会的孤立やうつ、認知症、フレイルに陥る危険性を高めるという研究結果も報告されていることから、本市としましても、補聴器が普及し効果的に利用されることにより、認知症の発症リスクの軽減やうつ、フレイル予防、ひいては健康寿命の延伸につながるものと考えております。</p> <p>なお、難聴者の補聴器購入に係る当該公的助成については、国における公的助成制度の創設が必要であると考えており、国に対して要望しているところです。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ） 電話：06-6208-9995

番号	6. ⑫
項目	<p>介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報の漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。</p>
<p>(回答)</p> <p>現在、医療保険分野において健康保険証に関する議論が進んでおり、また、介護保険分野においても、地方自治体・利用者・介護事業者・医療機関などが利用者に関する介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備すること等について調査・検討が進んでいます。</p> <p>介護保険被保険者証のマイナンバーカード化などマイナンバーカードの活用については、国で調査・検討が進んでいるところであり、本市としても国の動向を注視してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059</p>

番号	7. ①、②、③、④、⑤
項目	<p>①障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。</p> <p>②日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。</p> <p>③2007年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領：令和5年4月）」に明記されている内容にもとづき運用を行うこと。</p> <p>④介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。</p> <p>⑤介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、介護保険制度に障がい福祉サービスに相当するサービスがあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、利用者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。</p> <p>そのためにも、利用者の生活に急激な変化が生じないように配慮しつつ、まずは要介護認定等申請を行っていただいたうえで介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当であるとされており、したがって、要介護認定等の申請を行わない方に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけることとされています。</p> <p>本市におきましては、各区の担当者に対して研修を実施し、介護保険の対象となった障がい者であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険サービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供を受けられるよう支給決定しております。</p> <p>今後も引き続き、介護保険の対象となった障がい者に対して一律に介護保険サービスを優先させることがないよう、本人の心身の状況等を考慮した支給決定を行ってまいります。</p>
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245



番号	7. ⑥、⑦
項目	<p>⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合には、現行通りの基準を適用するよう国に求めること</p> <p>⑦介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること</p>
<p>(回答)</p> <p>自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、介護保険制度に障がい福祉サービスに相当するサービスがあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、利用者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受け取ることが可能か否かを適切に判断することとされています。</p> <p>そのためにも、利用者の生活に急激な変化が生じないように配慮しつつ、まずは要介護認定等申請を行っていただいたうえで介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当であるとされております。</p> <p>障がい福祉サービス固有と認められるサービスの利用を希望される場合、又は要介護認定等申請を行った結果、非該当となった場合で、引き続き障がい福祉サービスの利用が必要と判断した際は、介護保険へ移行せず障がい福祉サービスの提供を受けられるよう支給決定しております。この場合、本市におきましては、介護保険対象者となる前と同様の基準に基づき支給決定を行っております。</p> <p>国においては介護保険制度への移行に係る基準等が明確化されておらず、介護保険対象者に係る居宅介護の国庫負担基準の設定がないことなどを踏まえ、基準の明確化、国庫負担基準の設定や引上げを国に対して要望しているところです。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8245</p>

番号	7. ⑧
項目	障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。
<p>(回答)</p> <p>本市では、利用者の状態に応じた適切なサービスの選択について、市域全体でサービス決定のプロセスを標準化し、有資格の訪問介護員による介護予防型訪問サービスが必要な状態像を統一することにより、公平性を確保するため、介護予防型訪問サービスの利用対象者の振分の仕組みを設定して実施しています。</p> <p>なお、当該振分の仕組みによると介護予防型訪問サービスの利用対象者に該当しないが、サービス利用対象者の状態像によりケアマネジャーと地域包括支援センターが介護予防型訪問サービスの利用が必要と考えるケースについては、介護予防型訪問サービスを利用いただいています。</p> <p>総合事業の訪問型サービス、通所型サービスのサービス提供を行う職員については、介護福祉士等生活援助サービスに従事するために必要な知識を習得した者としておりますので、適切なサービス提供が行われるものと考えています。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-8060 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028

番号	7. ⑨
項目	障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用者負担はなくすこと。
<p>(回答)</p> <p>障がい福祉サービス（自立支援給付）における利用者負担については、国において利用者等の負担能力に応じた負担上限額が設定されておりますが、平成22年4月以降、市民税非課税世帯については利用者負担が無料となりました。</p> <p>利用者負担の軽減措置として、所得水準に応じた段階的な月額負担上限額の設定、補足給付や食費等に対する軽減措置、利用者負担により生活保護を受けることにならないようにするための減免措置等が設けられております。</p> <p>また、平成30年4月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が施行され、65歳になるまでに5年間引き続き介護保険サービスに相当する障がい福祉サービスの支給決定を受けていた方で、一定の要件を満たす場合は、介護保険制度移行後に利用した障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスの利用者負担相当額を償還する高齢障がい者の介護保険サービス利用者負担軽減措置が創設されました。本市では介護保険制度の対象となる方で、当該軽減措置の対象となる可能性のある方に対し、65歳を迎えた翌月に申請の勧奨を行っております。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	7. ⑨
項目	<p>障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用者負担はなくすこと。</p>
<p>(下線鵜についてのみ回答)</p> <p>介護保険サービスの利用料は、本人や世帯の所得状況に応じた1割、2割または3割の利用者負担をいただいておりますが、利用者負担額が高額となる場合は、高額介護サービス費等の支給により負担軽減を図っていると同時に、医療保険における世帯内の1年間の介護保険と医療保険のサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については、申請をいただくことで高額医療合算介護サービス費等を支給しております。</p> <p>また、65歳に至るまで相当の長期間（5年間）にわたり障がい福祉サービスを利用して低所得の高齢障がい者が障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用した場合、介護保険サービスにかかる利用者負担を高額障がい福祉サービス等給付費として償還し、利用者負担が増えないようにする仕組みがございます。</p> <p>低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的に行われるべきものと考えており、引き続き国に要望してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059</p>

番号	7. ⑩
項目	2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。
<p>(回答)</p> <p>大阪府において、重度障がい者医療費助成を始めとする福祉医療費助成制度に関し、対象者や助成の範囲を改めるとともに、受益と負担の適正化を図るため、平成30年4月診療分から制度の変更が行われました。</p> <p>本市の重度障がい者医療費助成制度は、大阪府の補助制度のもと実施していますが、今後、高齢化の進展等により所要額が増加し、財政を圧迫していくことが見込まれることから、持続可能な制度を構築することが必要と考え、府とともに制度の変更を行ったものですので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>また、本市では、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しているところであり、今後とも引き続き要望していきたいと考えております。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成グループ） 電話：06-6208-7971

番号	8. ①
項目	<p>コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいる。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。2022年度の扶養照会件数と扶養に結びついた件数を教示いただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>生活保護申請数や決定数に関して、大きな増加傾向にないのは、生活困窮者自立支援制度における住宅確保給付金や各種貸付等の活用によるものと考えられますが、今後とも動向を注視していきます。</p> <p>扶養援助を受けることができる方は、この援助を最低限度の生活の維持のために活用することが保護に優先するとされており、扶養援助を受けることができると思われる方については、扶養義務者の方に援助の可否をお伺いし、援助をお願いしています。ただし、これまでの生活歴等から扶養援助が期待できない方、扶養援助をお願いすべきではない方に対し、一律に扶養をお願いするというのではなく、個々の状況から判断して行っています。</p> <p>生活保護の相談があった場合は、申請の意思を確認し、申請意思が確認された方には、保護申請書を交付し、申請書が提出されれば、受理しているところです。</p> <p>2022年度の扶養照会件数と扶養に結びついた件数は把握しておりません。</p> <p><b>【参考】</b> 2021年度の扶養照会人数は8,677人、得られた金銭的援助の件数は65件です。</p>	
担当	福祉局生活福祉部保護課 電話：06-6208-8014

番号	8. ②
項目	札幌市や大阪でも寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し役所での掲示や広報への掲載を行うこと。 札幌市生活保護ポスター <a href="https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf">https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf</a> 寝屋川市生活保護チラシ hogoshinseisodan.pdf (city.neyagawa.osaka.jp)
	(回答) 大阪市においてはホームページへの掲載等により、生活保護制度の概要について周知するとともに、生活に困窮されている方や保護の受給を希望される方は、ためらわずに各区保健福祉センターに相談されるよう案内しています。
担当	福祉局生活福祉部保護課 電話： 06-6208-8014

番号	8. ③
項目	<p>ケースワーカーについては、「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協への相談や 2020-2022 年度に実施された全国一斉コロナホットラインで多数報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>福祉職員については、大学卒程度の福祉職員の採用に加え、社会人経験を有する者を即戦力の福祉職員として採用するなど、その増員に努めているところです。</p> <p>職員の配置につきましては、この間段階的に配置基準の見直しなどにより体制の充実を図ってきており、稼働年齢層への自立支援に重点を置くとともに、高齢世帯に関しては最低生活の保障や見守りを中心とした支援を行っています。</p> <p>ケースワーカーや受付面接担当職員に対しては、新任向けの研修を始め、実践的な研修を行っており、人材育成に努めております。</p> <p>生活保護の相談があった場合は、申請の意思を確認し、申請意思が確認された方には、保護申請書を交付し、申請書が提出されれば、受理しているところです。</p>	
担当	福祉局生活福祉部保護課 電話： 06-6208-8011



番号	8. ④
項目	シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害であることを認識すること。
	(回答) ケースワーカーは、家庭訪問において被保護者の状況を理解し、信頼関係を築くよう努めております。
担当	福祉局生活福祉部保護課 電話： 06-6208-8014

番号	8. ⑤
項目	<p>自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとする。 「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください。)</p>
<p>(回答)</p> <p>生活保護のしおりについては、適宜内容を更新し、常に適切な内容となるよう努めているところです。また、保護の相談や申請時には、生活保護のしおりを活用し説明を行い、相談者・申請者に手渡しているところです。</p> <p>なお、保護の申請について、申請の意思が確認できれば、受付面接担当員から申請書を交付しているところです。</p>	
担当	福祉局生活福祉部保護課 電話： 06-6208-8014

番号	8. ⑥
項目	<p>国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。</p>
<p>(回答)</p> <p><b>【医療証について】</b></p> <p>医療扶助による診察、医学的処置、手術等の診療の給付は、医療扶助運営要領において、医療券を発行して行うものとされており、原則として被保護者の申請に基づいて医療扶助が開始されます。</p> <p>「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第66号）による生活保護法の改正に伴い、令和6年に医療扶助にオンライン資格確認を導入し、医療機関、薬局における被保護者の資格確認については、基本的にはマイナンバーカードにより行うことが予定されています。</p> <p>そのため、本市におきましては、被保護者のマイナンバーカード取得等を支援するため、この間、取得促進等に取り組んでいるところです。</p> <p><b>【健診受診について】</b></p> <p>40歳から64歳で、直近1年に生活習慣病やがんによって医療機関を受診した経歴がなく、かつ入院・入所していない受給者を対象に啓発チラシを活用して勧奨を行っています。また、65歳以上の受給者世帯には啓発チラシの配布を行い周知しています。</p>	
担当	福祉局生活福祉部保護課 電話：06-6208-8022

番号	8. ⑥
項目	<p>国民健康保険証並みの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、<u>生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること</u>。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、40歳以上の生活保護受給者を対象に、健康増進法に基づく市町村業務として大阪市健康診査を実施しており、ホームページや広報紙を活用した制度周知などを行ってきたところです。なお、生活保護受給者であっても、社会保険に加入している方や入院中である方、また、お勤め先等で健康診断を受診できる方等につきましては、大阪市健康診査の対象外となるため、まず、受診の申込をしていただき、資格確認を行ったうえで、受診券や個人票を発送することとしています。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9943

番号	8. ⑦
項目	警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。
<p>(回答)</p> <p>本市においては、窓口の安全管理の確保等の観点から、各区の生活保護業務主管担当に警察官OBを配置することとしています。</p> <p>また、調査を行う場合、ケースワーカーや担当係長の指示に基づき補助的な役割を担っています。</p> <p>なお、現在、「適正化」ホットラインなどの実施予定はありません。</p>	
担当	福祉局生活福祉部保護課 電話： 06-6208-8022

番号	8. ⑧
項目	生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。
<p>(回答)</p> <p>生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。</p> <p>また、国により定められた保護の基準の範囲内において、必要と認められる額を支給額として決定しています。</p>	
担当	福祉局生活福祉部保護課 電話：06-6208-8012

番号	8. ⑨
項目	住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成 27 年 4 月 14 日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。
	<p>(回答)</p> <p>生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。</p> <p>また、国により定められた保護の基準の範囲内において、必要と認められる額を支給額として決定しています。</p> <p>なお、特別基準は、個々の世帯や地域の住宅事情を勘案して適用しています。</p>
担当	福祉局生活福祉部保護課 電話： 06-6208-8011

番号	8. ⑩
項目	医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。
<p>(回答)</p> <p><b>【医療費の一部負担について】</b></p> <p>医療扶助費の一部自己負担は、本市がこれまで、国に求めてきた生活保護制度の改正に係る要望事項のひとつですが、これは、最低生活費を保証できる給付方法の仕組みの構築を行うことを前提とするものであり、医療扶助の一部自己負担だけを求めるものではありません。そのうえで、一部自己負担制度を導入することで、総医療費について意識を持っていただく仕組みとすることができるのではないかと考えています。</p> <p><b>【ジェネリック医薬品について】</b></p> <p>ジェネリック医薬品については、平成 30 年 10 月 1 日施行の生活保護法の改正により、生活保護において「医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができる」と認められたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする」とされたところです。本市としましても、法に基づき実施してまいります。</p> <p><b>【調剤薬局の限定について】</b></p> <p>継続通院が必要な方であれば、希望、通院先、居住地などを参考としたうえで1か所の調剤薬局を選定していただき、毎月、事前に調剤券を発送しているところですが、複数薬局の利用制限をしているわけではありません。</p> <p>ただし、薬局を1か所に集約することで重複処方の改善や併用禁忌薬の服用の危険性がなくなり、またはかかりつけ薬局をもつことで処方薬の相談をしやすくなる利点などから、可能な限り1か所に集約していただくようお願いしているところです。</p>	
担当	福祉局生活福祉部保護課 電話： 06-6208-8022



番号	8. ⑪
項目	国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。
<p>(回答)</p> <p>大学や専門学校等に就学している者については実施要領に基づき、その個人を世帯から分離して取り扱うこととなります。</p> <p>生活保護法による保護の実施要領等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。</p>	
担当	福祉局生活福祉部保護課 電話： 06-6208-8012

番号	9. ①
項目	<p>災害時の避難所である<u>小学校の体育館の冷暖房、全てのトイレの様式化を速やかに実施すること。整備率を明らかにすること。</u></p>
<p>(下線部のみ回答)</p> <p>小学校の体育館については、現在のところ冷暖房設備の設置計画は予定していません。また、老朽化した校舎を新しく建て替える際に洋式便器にてトイレを整備することはもとより、建て替えに至らない校舎のトイレにつきましても、和式便器から洋式便器への改修を順次進めております。令和4年度末現在、小中学校全体で 56.7%の洋式化率となっております。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話番号：06-6208-9092

番号	9. ②
項目	<p>高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>北区では、これまでも安全で安心できるまちづくりをめざし、地域住民や関係機関と連携した防災・減災事業に取り組んできました。地震や風水害に対する取り組みとして、災害対策本部機能の強化、自主防災組織の活動支援や企業等との連携強化を図り、つながり助け合えるまちづくりを推進しています。</p> <p>また、北区の地域特性や都市構造並びに区民のライフスタイルなどを考慮した北区仕様の防災ガイドブック「大阪北区ジシン本」を制作し、事前の備えや発災時の対処法などの普及に努めるための防災講座等を職場や学校だけでなくマンションや子育てサークルなどの身近な単位でも実施しています。</p> <p>今後も引き続き災害に対する「事前の備え」を啓発するとともに日頃からの住民同士のつながりが特に重要であることを広く周知してまいります。</p>	
担当	北区役所 地域課（防災防犯担当） 電話：06-6313-9734

番号	9. ②
項目	<p>高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>当区では区民の皆様に対して、住み慣れた自宅で避難生活を送ることで避難者の負担が軽減されることや、災害時避難所（小中高各校）では避難生活を送るスペースに限りがあることなどから、自宅の安全を確保することができる場合は、原則として在宅避難（自宅で避難生活を送ること）を推奨しております。</p> <p>また在宅避難をする際には、当区においては、区民の皆様が生活困難に陥ることなく在宅避難が出来るように、啓発活動において配付している「大阪市市民防災マニュアル」や、町会やマンション自治会などを対象とする防災出前講座や小中学校における土曜授業等において、主な非常備蓄品の例示や日常の消費と非常備蓄の両立ができる「ローリングストック法」の紹介を行い、災害時に在宅避難ができるように、各自での備蓄（自助）を要請しております。更に、ローリングストックによる備蓄と同様に、当区では近隣や地域での助け合い（共助）についても要請しております。</p> <p>災害時に、実際に近隣や地域での助け合いができるよう、日ごろから地域で実施している防災訓練等への参加について、引き続き啓発をしてまいります。</p>	
担当	都島区役所まちづくり推進課 電話：06-6882-9902

番号	9. ②
項目	<p>高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>当区では、大阪市防災・減災条例により公助に加えて、地域における自助・共助の取り組みを支援しています。各地域で実施する避難所開設運営訓練等において、自助・共助の重要性を啓発し、地域における避難行動要支援者の避難等の支援を行っています。また、地域企業、マンション管理組合、福祉施設等への出前講座や小中学校での防災授業を実施し、災害時における避難行動等や自助・共助の取り組みについても周知しています。さらに災害が発生した時に、要援護者一人ひとりに対しての避難を支援することができるよう、要援護者の状況や避難先、避難を支援する方などを記載した個別避難計画の作成を進めています。</p>	
担当	福島区役所 市民協働課（市民協働） 電話：06-6464-9734

番号	9. ②	
項目	<p>高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。</p>	
<p>(回答)</p> <p>災害時における高齢者、障がい者などの避難行動要支援者につきましては、「大阪市災害時要援護者避難支援計画（全体計画）」に基づき避難支援等の取組みを進めています。</p> <p>当区では、災害に備えて少なくとも3日以上の上の備蓄を行うよう啓発活動を行っております。</p> <p>大規模な災害が発生した場合、行政機関による支援体制（公助）が整うまでには一定の時間を要するとともに人的体制をはじめ対応能力に限界があることから、避難行動要支援者など配慮者の支援につきましては、自助、共助、公助の各役割分担のもと、地域で助け合う地域防災活動が重要であるため、地域における自主防災組織による避難支援等の取組みが進展するよう、自主防災活動と協働し支援を行うとともに、必要に応じて関係機関への働きかけを行ってまいります。</p>		
担当	此花区役所まちづくり推進課（危機管理）	電話：06-6466-9504

番号	9. ②	
項目	<p>高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。</p>	
<p>(回答)</p> <p>中央区では、住民の多くが高層マンション等の共同住宅に暮らしている状況にあることから、これまでマンション防災に特化した講演会の実施や、広報紙によるマンション住民向けの防災啓発に取り組んできました。さらに、マンション管理会社や管理組合、マンション経営者との連携を図り、防災出前講座の実施や避難訓練実施の支援など、マンションにおける自助・共助を促進することでマンションコミュニティの防災力を高めるよう取り組んでいます。</p> <p>また、災害が発生した時に、高齢者や障がいのある方など避難に支援が必要な方々（避難行動要支援者）に対して支援ができるよう、地域と連携し、要支援者ごとの個別避難計画作成に取り組むなど、災害時に備えた人とまちの関りづくりを進めています。</p>		
担当	中央区役所 市民協働課（市民協働） 中央区役所 保健福祉課（保健福祉）	電話 06 - 6267 - 9843 電話 06 - 6267 - 9857

番号	9. ②
項目	<p>高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>令和3年5月に改正された災害対策基本法に基づき、概ね5年間で避難行動要支援者（介護が必要な高齢者、障がい者、難病罹患患者等）の個別避難計画を作成することが市町村の努力義務と定められたことを受け、大阪市では各区において防災担当と福祉担当による連携のもと、この個別避難計画を作成するためのガイドラインが作成されました。</p> <p>西区においてもこの指針に沿って心身の状況や生活環境の確認、並びに要支援者と福祉事業者や地域等の支援者とのマッチングを図るといった計画の作成に取り組んでいます。</p> <p>加えて9割超の区民が集合住宅にお住まいであるという当区の特徴を鑑み、マンション管理組合や管理会社へ呼びかけ、アンケートによる防災意識並びにニーズ調査にも力を注いでおり、マンション防災啓発のための出前講座をはじめとした事業も実施しています。</p> <p>なお、万一の発災時には、(社福)大阪市西区社会福祉協議会が中心となり災害ボランティアセンターが開設されることになっており、ボランティア活動を申し出いただいたボランティアの皆さんに、被災者が必要としているニーズ（支援）を的確につなげ、支援を行える体制づくりにも努めてまいります。</p>	
担当	西区役所 地域支援課 防災担当 電話：06-6532-9972



番号	9. ②	
項目	<p>高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。</p>	
<p>(回答)</p> <p>近年、区内にマンションが増加している傾向を踏まえて、マンション住民に対してマンションの特性に応じた防災啓発を実施します。</p> <p>また、マンションコミュニティ（管理組合等）と地域活動協議会とのつながりを促進することで地域の防災力の向上をめざします。</p>		
担当	港区役所 協働まちづくり推進課	電話：06-6576-9881

番号	9. ②
項目	<p>高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>当区では、「自助（自分の命は自分で守る）」・「共助（近所の人々でお互いに助け合う）」による災害への備えが大切であることを啓発するため、令和4年3月に区内全10地域ごとの津波避難施設を地図に明示した「津波避難マップ」を作成し全戸配布しました。これを活用し、各家庭において、発災時の避難場所や連絡手段、非常持ち出し品などを確認するよう、呼び掛けているところです。</p> <p>また、災害時避難所となる小学校で実施する地域防災訓練では、水道局と連携し、災害時のライフライン停止に備えた「飲料水の備蓄（自助）」、「地域の助け合いによる水の確保（共助）」の呼びかけや、6ℓリュック式ポリ袋を背負って階段で屋上まで水を運び上げる、高層階への運搬をイメージした訓練にも取り組んでいるところです。</p> <p>当区としまして、引き続き、区民自らが自分の身を守る「自助」、地域コミュニティにおいて支えあう「共助」の推進に取り組むとともに、行政からの「公助」によるサポートの拡充に努めてまいります。</p>	
担当	大正区役所 地域協働課 防災防犯グループ 担当 電話：06-4394-9958

番号	9. ②
項目	<p>高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>天王寺区は上町断層帯地震等が発生すると大きな被害を受けると想定されることから、備蓄物資の充実や地域の活動体制を整備するとともに、地域・協力企業といった地域資源との連携による共助力の強化に取り組み、地域の力を結集して「防災力」の向上に取り組んでおります。</p> <p>特に、区内にはマンションなど集合住宅が多いという地域の実情をふまえ、マンションにおける自主防災組織の体制構築を支援し、災害時に速やかにマンション内での助け合い（共助）ができるようマンション防災の取組を進めています。</p> <p>今後も引き続き地域の力を結集して「防災力」の向上に取り組んでまいります。</p>	
担当	天王寺区役所 市民協働課（安全まちづくり室） 電話：06-6774-9899

番号	9. ②
項目	<p>高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>浪速区では、高齢者や障がい者など災害時にひとりでは安全に行動できない「災害時避難行動要支援者」について、災害時の配慮事項などを記載した「個別避難計画（浪速区個別支援プラン）」づくりを進めています。作成にあたっては、日ごろの見守りや支援に関係することから、区役所防災担当だけではなく福祉セクションや区社会福祉協議会とも連携し、地域の自主防災組織や介護事業者なども取組に参画することで、災害時に実際に有効な仕組みとなるよう工夫しています。</p> <p>また、浪速区は共同住宅率が高く、高層住宅も多いことから、区内にある分譲マンションの管理会社や管理組合等に対し、マンション防災に関する出前講座を実施しています。出前講座では、マンション住民向けに家具の転倒防止や家庭の備蓄といった自助に関することや、マンションにおける備蓄の推進、住民どうしの安否確認など共助に関することなど、マンション全体の防災意識向上のための啓発に努めています。</p>	
担当	浪速区役所 市民協働課 電話：06-6647-9734

番号	9. ②
項目	<p>高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>西淀川区では、区民の方に、災害時や避難生活時に備え、非常持ち出し品や非常備蓄品の重要性などを広報紙やホームページ掲載、出前講座などを通じて広報啓発しているほか、地域自主防災組織など避難所運営や防災活動を担う方々にも、高齢者、障害者など災害弱者への配慮の大切さなどをワークショップや防災訓練などを通じて伝えるようにしています。</p> <p>今後とも、引き続き、様々な機会を捉え、区民、住民の方に対し、災害に対する備えの重要性、自助・共助の大切さなどを広報啓発してまいりたいと考えています。</p>	
担当	西淀川区役所地域支援課安全まちづくりグループ（電話：06-6478-9895）

番号	9. ②
項目	<p>高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>淀川区は、淀川及び神崎川に挟まれており、津波浸水及び河川氾濫が想定されています。</p> <p>また、市営住宅や高層マンションが多い地域もあれば、戸建て住宅が多い地域もあります。</p> <p>実際に災害が発生した場合には、一人でも多くの命を守るべく、避難行動要支援者名簿を活用するなどし、各地域の自主防災組織等とも連携を図りながら、公助だけでなく自助共助を含めて、様々な支援や啓発が行き届くよう努めてまいります。</p>	
担当	淀川区役所・市民協働課      電話：06-6308-9734

番号	9. ②
項目	<p>高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>当区といたしましては、大阪市防災・減災条例により公助に加えて、地域における自助・共助の取組を支援するため、可能な限り自宅で避難できるよう市営住宅やマンションの自治会などを対象とする出前講座を通じて食料や水等の備蓄や家具の固定などを周知するとともに、福祉施設等と連携して要配慮者支援を盛り込んだ、地域主催の訓練の実施などを支援しています。また、実際に災害が発生した場合には、各地域の自主防災組織等と連携を図りながら、避難行動要支援者の方々に様々な支援が行き届くよう努めます。</p>	
担当	東淀川区役所 地域課（安全まちづくり） 電話：06-4809-9820

番号	9. ②
項目	<p>高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>災害が起こった時、適切な行動をとるためにはあらかじめ避難行動を考えておくことが大切です。</p> <p>当区では、様々な災害や状況に合わせた避難行動（自宅避難や安全な親戚・知人宅への立退き避難等）や、自宅に留まる準備（家具の転倒防止、ローリングストックによる備蓄等）について、“もしも”が起こる前に各ご家庭で考えてもらえるよう、区広報紙をはじめ、様々な機会を通じて日ごろからの備えを啓発しており、今後も継続して実施していきます。</p> <p>また、住宅管理者から依頼があれば、防災出前講座等で啓発活動を実施しております。</p>	
担当	東成区役所 市民協働課 電話：06-6977-9042



番号	9. ②
項目	<p>高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>生野区では、これまで安全・安心を身近に感じて暮らせるまちづくりをめざし、地域住民や関係機関と連携した総合的な防災対策に取り組んできております。災害が発生した場合でも被害を最小限に抑えられるように、災害想定訓練等により行政と地域住民組織等が一体となって防災性や減災性などの強化に取り組めるよう努めております。また、災害が発生した時に、要援護者の避難行動を支援することができるよう、要援護者の所在や状況、避難先を記載した個別避難計画の作成に取り組むなど、災害に強いまちづくりにも取り組んでおります。</p> <p>今後も、災害に対する事前の備えを啓発するとともに地域コミュニティによる共助の重要性を周知ながら災害に強いまちづくりを推進してまいります。</p>	
担当	生野区役所 地域まちづくり課 電話：06-6715-9022

番号	9. ②
項目	<p>高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>旭区役所では、マンション住民を対象とした「マンション防災」に関する防災講座を実施しています。</p> <p>その中で、災害時にはマンションの住民同士が助け合っていただくために、住民間での安否確認や、避難行動の支援などに取り組んでいただくよう啓発しています。</p> <p>さらには、大規模災害に備えて、マンション内に限らず周辺の地域住民とも連携して防災訓練などに取り組んでいただくよう、働きかけているところです。</p>	
担当	旭区役所 防災安全課 電話：06-6957-9007

番号	9. ②
項目	<p>高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>大規模災害が発生すると、電気、ガス、水道などは一定期間停止を余儀なくされることが多いため、高層住宅、とりわけ高層階にお住まいの方を中心に生活に支障が生じることが考えられます。</p> <p>そのため、個人備蓄の徹底、安否確認方法の確立、居住者同士の助け合いなどが特に重要になってまいりますので、管理者の方はもちろん、住民の皆さんに対しても、出前講座などの機会をもって啓発を進めてまいります。</p>	
担当	<p>城東区役所 市民協働課 防災・防犯担当 電話：06 - 6930 - 9039</p>

番号	9. ②
項目	<p>高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>高層住宅においては、災害時に停電によるエレベーターの停止や水道などのライフラインの停止が想定されております。そのような中で、高齢者、障がい者が避難所から自宅の高層階まで食料や水を運ぶことは困難であることから、鶴見区役所では、広報紙や防災イベントを通じて備蓄の啓発を行い災害時に自宅避難を行う際に、どれだけの量の水・食料・簡易トイレなどを、何日分備蓄する必要があるのかという情報を周知しています。</p> <p>また災害時に支援が必要な高齢者・障がい者に対して「個別避難計画」の作成を進めております。</p> <p>さらに住宅管理者に対しては、積極的な広報によりマンションに出向いての出前講座を行い、備蓄や家具固定などを中心とした「自助」、行政が取り組む「公助」だけでなく、大規模な災害や想定外の災害を乗り越えるには醸成された住民コミュニティによる「共助」が不可欠であり、そのためにはマンション管理者等の役割が重要である事を周知しています。</p>	
担当	鶴見区役所 市民協働課 電話：06-6915-9846

番号	9. ②
項目	<p>高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>阿倍野区では、共同住宅居住者が6割を超え、高層のマンションも増加傾向にあります。そういった現状をふまえ、マンション特有の困りごとや防災対策の必要性などを啓発する「マンション防災計画作成に向けて」のリーフレットを作成し、また、区内のマンションに防災アンケートを行い、回答のあったマンションには当該リーフレットの配布や出前講座のPRなど、マンション防災の必要性を周知しています。</p> <p>阿倍野区役所では引き続き、マンション住人に対して、在宅避難の推奨やそのための日ごろの備え、地域コミュニティとのかかわりの重要性などを周知していくとともに、高層階で孤立する可能性のある高齢者等の在宅避難者への支援などについて自主防災組織との連携を検討してまいります。</p>	
担当	阿倍野区役所 市民協働課（市民協働） 電話：06-6622-9734

番号	9. ②
項目	<p>高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、災害時には、行政や消防等による救助（いわゆる「公助」）には限界があることから、日頃からの地域との結びつきによる「共助」での助け合いができるよう、障がい者団体や施設においても地域とのつながりを作って頂き、防災訓練に当事者が参加することでお互いの理解を深めていただけるよう、啓発を進めています。</p> <p>また、大規模災害などにより市民が避難所への避難を余儀なくされることになった場合に備え、「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画」に基づき、食料や飲料水、生活関連品等の備蓄を、備蓄拠点や地区備蓄拠点、災害時避難所において行っています。</p> <p>住之江区役所では、地域・学校・企業のほか、高層住宅の住宅管理者へも希望を受けて防災出前講座を実施するなど、地域の防災力の向上を目的とした取組を行っています。</p>	
担当	住之江区役所 協働まちづくり課 電話：06-6682-9974

番号	9. ②
項目	<p>高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>住吉区では、マンション住民に対して、毎年度4地域を選定して住宅管理者と調整のうえ防災講座を実施し、町会加入や町会の防災訓練への参加を促進することで、防災意識の向上や共助の観点から地域とのつながりの重要性を伝えています。</p> <p>また、平成26年度から災害時要援護者対策と各地域における日常的な見守りを一体的ものと捉え、「住吉区地域見守り支援システム」の構築に取り組んでいます。避難行動において支援が必要な方の円滑かつ迅速な避難を図るため、「個別支援プラン（個別避難計画）」の作成を推進しているところです。</p> <p>平成28年度からは毎年「住吉区総合防災訓練」を区内災害時避難所、各町会一時避難場所、住吉区役所等で実施しており、一時避難場所においては本システムを活用した安否確認・搬送訓練等を実施しています。災害時避難所では、要配慮者に対して「福祉避難室」を設置しており、特別な配慮を必要とする方には区内34ヶ所の「福祉避難所・緊急入所施設」への避難も想定した訓練を実施しています。</p>	
担当	住吉区役所 地域課 電話：06-6694-9734

番号	9. ②
項目	<p>高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市として、災害時に高層住宅にお住まいの高齢者や障がい者等だけでなく、要配慮者に対して特段の支援が必要であることは認識しており、当区においても「大阪市地域防災計画」及び「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、避難行動要支援者などの要配慮者の避難支援等の取り組みを進めています。大規模災害が発生した場合、公助による支援等が難しく、地域における避難行動要支援者の避難支援等の取り組みはもっぱら自主防災組織等によらざるを得ない状況となることが予想されることから、共助による取り組みが非常に重要と考えており、地域の自主防災組織と連携しながら、安否確認や避難支援等を実施することとしています。</p> <p>また、避難所生活にも配慮が必要であることから、災害時避難所に福祉避難室を設けることや福祉避難所の確保にも取り組んでいます。</p> <p>今後も自主防災組織の体制が充実し、避難行動要支援者の避難支援等の活動が適切かつ円滑に実施できるよう地域における普段からのつながりづくりを促進する取り組みや地域防災力強化、区民一人ひとりの防災意識の向上に努めてまいります。</p>	
担当	東住吉区役所 区民企画課 電話：06-4399-9909



番号	9. ②	
項目	<p>高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。</p>	
<p>(回答)</p> <p>平野区では、「すべての人と人がつながり、支えあうまち平野」をめざして、高齢者や障がいのある人等、災害時に避難の支援が必要な人に対して、個別避難計画の策定に向けた検討を自主防災組織等の地域住民をはじめ、関係機関と連携・協働した防災の取組を進めています。平野区内には、市営住宅をはじめ、高層住宅が多くあり、住民同士のコミュニティの希薄化も問題視されています。引き続き、地域住民による日頃からのつながりづくりをはじめ、住宅管理者を含めた自助・共助の意識醸成に取り組んでまいります。</p>		
担当	<p>平野区役所 安全安心まちづくり課 平野区役所 保健福祉課</p>	<p>電話：06-4302-9713 電話：06-4302-9853</p>

番号	9. ②
項目	<p>高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>高層住宅では、在宅避難に備えて水や食料等の備蓄などを行う「自助」の取組とともに、管理組合や自主防災組織を中心に周囲の住民と助け合う「共助」の取組が重要であり、日常から自主防災活動等に参加するなど隣近所と支え合える関係づくりが大切です。</p> <p>西成区役所では学校・企業等の他、マンション管理組合へも防災出前講座を実施しており、また、地域防災訓練の支援、各地区の防災計画の作成・更新支援、地域防災リーダー研修、小中学校での土曜授業などを実施することで、地域コミュニティにおける共助の意識の醸成を図り、地域の防災・減災に向けて取り組みをすすめています。</p>	
担当	西成区役所市民協働課 電話：06-6659-9734